

## 船舶事故調査報告書

平成30年5月9日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 佐藤 雄二（部会長）  
 委員 田村 兼吉  
 委員 岡本 満喜子

事故種類	作業員負傷
発生日時	平成29年11月22日 10時00分ごろ
発生場所	青森県八戸市八戸漁港第1市場前岸壁 八戸港鮫内防波堤3号灯台から真方位113° 230m付近 (概位 北緯40° 32.0′ 東経141° 33.3′)
事故の概要	漁船第五十八大栄丸 <sup>だいえい</sup> は、岸壁に係留して漁獲物の水揚げ作業中、作業員1人が、魚倉に転落して負傷した。
事故調査の経過	平成29年11月28日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第五十八大栄丸、343トン 132690、大栄水産株式会社 53.50m×9.00m×4.45m、鋼 ディーゼル機関、1,550kW、平成4年2月
乗組員等に関する情報	船長 男性 52歳 四級海技士（航海） 免許年月日 平成3年7月4日 免状交付年月日 平成28年2月25日 免状有効期間満了日 平成33年7月3日 作業員A 男性 58歳 操縦免許 なし
死傷者等	重傷 1人（作業員A）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南南西、風力 4 海象：海上 平穏
事故の経過	本船は、まき網漁業船団の運搬船であり、船長ほか7人が乗り組み、漁獲物の水揚げの目的で11月21日08時ごろ、八戸漁港へ入港し、第1市場前岸壁に右舷着けで着岸した。 本船は、22日07時ごろから陸揚げ作業を開始した。 作業員Aほか3人は、本船の陸揚げ作業を手伝うために僚船から派遣され、07時ごろから甲板上にこぼれた魚の拾得、魚倉洗浄等の作業を行っていた。

	<p>作業員Aは、10時00分ごろ清掃後の第4魚倉の底に氷をすくい上げるための網を入れる目的で、第4魚倉の右舷側から、本船船首方にあった網を取りに行き戻った際、第4魚倉の船首側に3段に重ねてあったプラスチック製の蓋の上に乗ったところ、同蓋が滑って、蓋と共に魚倉内に転落した。</p> <p>船長は、第4魚倉の近くの左舷船首側で作業をしていたが、作業員Aの落下を目撃した他の作業員の叫び声で本事故を知り、甲板上から第4魚倉の中をのぞき込み、作業員Aに声をかけたところ、作業員Aからの返事を聞き、意識があることを確認した。</p> <p>岸壁にいた市場関係者は、作業員Aが魚倉に落下したとの連絡を受け、携帯電話で救急車の要請を行った。</p> <p>船長は、すぐに魚倉に下りて作業員Aの怪我を確認したところ、腰を強打して動けないので、氷をすくう目的で魚倉に入れていた網を使用して、作業員Aを吊り上げて甲板上に下ろし、救急車の到着を待った。</p> <p>作業員Aは、まもなく到着した救急車で八戸市内の病院へ搬送され、第2腰椎破裂骨折等と診断された。</p> <p>(付図1 事故発生場所概略図、写真1 本船甲板、写真2 第4魚倉の蓋の状況、写真3 第4魚倉 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>本船は、ふだん漁獲物の陸揚げ時、僚船から交替で作業員を4人程度派遣してもらい、陸揚げ作業を行っていた。</p> <p>船長は、陸揚げ作業の指揮をとっており、本船の乗組員は本船付属の油圧機器の操作を行っていた。</p> <p>本船に新しく乗船した者に対する作業手順は、操業及び運航に関するマニュアルは存在するが、水揚げ作業については存在せず、それぞれ担当者が作業をしながら教示していた。</p> <p>船長は、作業員に対して、ふだんから蓋の上には乗らないように注意を与えていた。</p> <p>甲板から魚倉底部までの高さは、約4.3mであった。</p> <p>作業員Aは、本船に派遣されたのは今回が初めてであるが、それまで約40年間他の漁船及び運搬船に乗って作業を行った経験があった。</p> <p>作業員Aは、蓋に乗ると危険であることを認識していたが、作業を早く終わらせるために近道をして船首側から蓋の上に乗った。</p> <p>作業員Aは、本事故当時、ヘルメット、カッパを着用していた。</p>
<p><b>分析</b></p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、八戸漁港第1市場前岸壁において、漁獲物の陸揚げ作業</p>

	<p>中、作業員Aが、重ねていた第4魚倉の蓋の上に乗ったことから、同蓋が魚倉内に滑り落ちて同蓋と共に魚倉内に転落し、腰部を強打して負傷したものと考えられる。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、本船が、八戸漁港第1市場前岸壁において、漁獲物の陸揚げ作業中、作業員Aが、重ねていた第4魚倉の蓋の上に乗ったため、同蓋が魚倉内に滑り落ちて同蓋と共に魚倉内に転落し、腰部を強打したことにより発生したものと考えられる。</p>
<b>参考</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・重ねてある蓋等は、滑って落下する可能性があるため、これらの上に乗らないこと。</li> <li>・作業を指揮する者は、作業員の作業状況に十分注意すること。</li> <li>・船舶所有者は、操業及び運航のみならず、水揚げ作業のマニュアルを策定することが望ましい。</li> </ul>

付図1 事故発生場所概略図



写真1 本船甲板



写真2 第4魚倉の蓋の状況



写真3 第4魚倉

